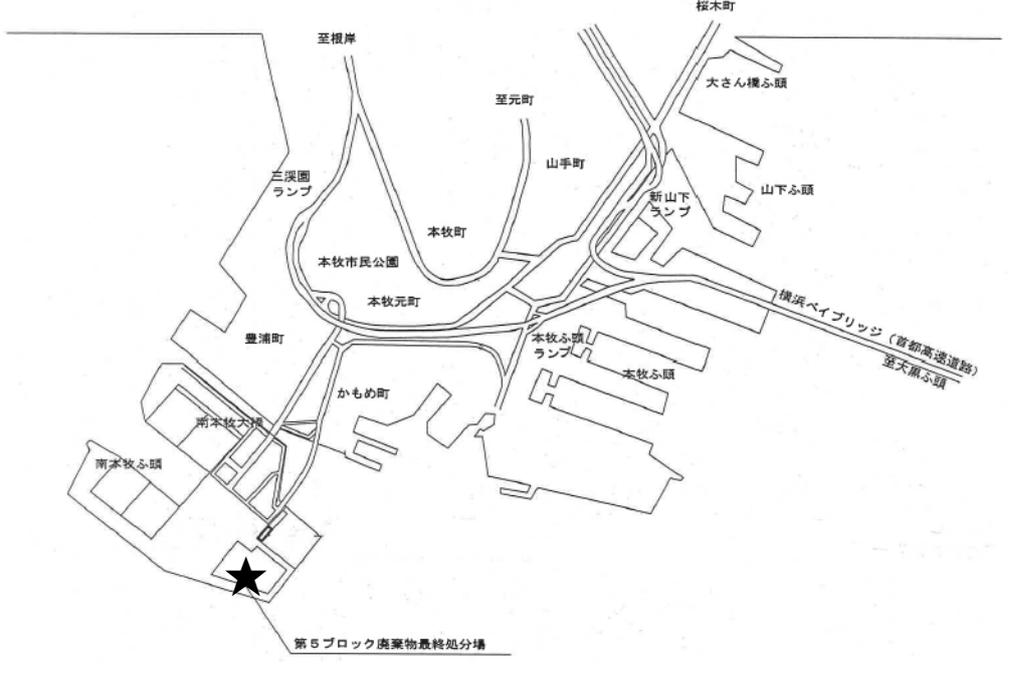


1 処分場の概要

(1) 処分場の案内

住所 連絡先 (管理事務所)	〒231-0816 横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 TEL 045(625)9647 FAX 045(625)9648					
地図						
受付時間	<p>・<現金払い>と<後納払い>で退場時刻が異なりますので、御注意ください。 ・入場してから退場するまでに30分程度かかります。 ・最終退場時刻までに入・退場できるよう時間に余裕を持って来場してください。</p> <table border="1" data-bbox="402 1384 1439 1563"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 1384 884 1429">現金払いの場合</th> <th data-bbox="890 1384 1439 1429">後納払いの場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 1429 884 1563">午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時 (最終退場時刻 午後3時30分)</td> <td data-bbox="890 1429 1439 1563">午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時30分 (最終退場時刻 午後4時)</td> </tr> </tbody> </table>		現金払いの場合	後納払いの場合	午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時 (最終退場時刻 午後3時30分)	午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時30分 (最終退場時刻 午後4時)
現金払いの場合	後納払いの場合					
午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時 (最終退場時刻 午後3時30分)	午前8時30分～11時30分 午後1時～午後3時30分 (最終退場時刻 午後4時)					
休業日	日曜日、土曜日、祝日、 年末年始(原則、12月29日から1月3日までですが、ホームページで御確認ください。)					
<p>受入時間や休業日については、次の場合、変更したり、一時閉鎖したりする場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 台風・大雨・強風等の気象状況により受入できない場合 ② 処分場の埋立状況、事故等により受入できない場合 ③ その他管理事務所長が特に必要と認めた場合 <p>臨時休業等当日の運営情報は公益財団法人横浜市資源循環公社のホームページで御確認ください。</p> <div style="text-align: center;"> <input type="text" value="横浜市資源循環公社"/> <input type="button" value="検索"/> </div>						

(2) 利用できる事業者

下図の「●」に該当する場合に利用できます。

横浜市内で発生する産業廃棄物を処分しようとする者

建設工事以外

● 市内中小企業

その他市長が認めた事業者

- 横浜市
- 公社等(※1)
- 公益法人(※2)

※1 横浜市が出資する外郭団体を指す
※2 宗教法人、医療法人、学校法人等を含む

建設工事

その他市長が認めた事業者

- 横浜市
- 公社等
- 国
- 神奈川県

が発注する工事の
請負人

- 中小企業かつ、横浜市民の所有する個人用住宅(外構を除く)の解体工事の請負人

当面の間、市長が認める事業者

- 横浜市内の個人用住宅(外構を除く)の建設工事の請負人
- 横浜市が関わる都市開発事業及び都市再開発事業の工事の請負人

(3) 埋立処分できる産業廃棄物の種類

埋立処分できる産業廃棄物の種類は下図のとおりですが、埋立処分の前に、再資源化、焼却等を検討してください。また、P.3の受入基準を満たしているか確認してください。

安定型の受入品目

- 廃プラスチック類◆
- ゴムくず
- 金属くず
- ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず◆
- がれき類◆

管理型の受入品目

- 燃え殻
- 汚泥
- 鉋さい
- ばいじん
- 廃石膏ボード◆
- その他市長が認めたもの

※図中で◆が付いている品目に関しては石綿含有廃棄物も受入可能です。

△ 特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」は受入していません。

△ 水銀廃棄物(廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物等)は受入していません。

※ リサイクル推進の観点から、建材に再生できるコンクリートがらやスクラップになる金属くず等の受入は原則お断りしています。ご注意ください。

(4) 受入基準

横浜市が処分する産業廃棄物は、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第 26 条第 2 項の規定に基づき、受入基準等が定められています。

産業廃棄物の種類 ^{※1}		燃え殻	汚泥	鉱さい	ばいじん	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	その他特に市長が適当と認めたもの	
												受入基準
1	ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	油分が付着し、又は封入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	水中に投じて油膜が生じないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	水中に投じて浮遊しないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	毒物及び劇物 ^{※2} が付着し、又は混入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	中空の状態でないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	大きさ等	おおむね最大径 15 cm 以下に破碎若しくは切断したもの又はおおむね最大径 30 cm 以下に熔融固化したもので比重 1.1 以上であるもの										
		おおむね最大径 30 cm 以下に破碎し、又は切断したもの										
		おおむね最大径 30 cm 以下										
9	熱しゃく減量 15 % 以下	○										
10	粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの	○	○									
11	水分 85 % 以下であって、流動性がないもの		○									
12	有機性汚泥にあつては、焼却施設等で熱しゃく減量 15 % 以下にしたもの		○									
13	あらかじめ、大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもの				○							
14	理化学分析の結果が判定基準に適合するもの	◎	◎	◎	◎						◎	
15	感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであつて、別表に示す判定基準に適合するもの	焼却処理後の残さ物は、燃え殻又はばいじんとなります。										

 表中の 14 に関しては、受入判定基準の適合を確認するため、事前承認手続が必要となります。(P.18 参照)

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)に規定する廃水銀等、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物等の水銀廃棄物並びに同施行令第 2 条の 4 第 5 号に規定する廃石棉等に該当するものを除く。

※2 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物。

(5) 埋立処分費用

支払方法は P.10 へ

	産業廃棄物の種類		処分費用単価
安定型	廃プラスチック類		1kgにつき 13円(税込)
	金属くず		
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	廃石膏ボードを除く	
	ゴムくず		
	がれき類		
管理型	汚泥	建設汚泥	1kgにつき 15円50銭(税込)
		汚泥(建設汚泥を除く)	
	燃え殻		
	ばいじん		
	鉍さい		
	廃石膏ボード		

※1 石綿含有産業廃棄物の処分費用
石綿を含有する産業廃棄物の費用は、含有していない場合と同額です。

※2 費用の算定
埋立処分費用は、処分場の計量器(トラックスケール)により計算された搬入量に上表の単価を乗じた金額となります。

(6) 受入量の上限について

パターン① 公共工事の場合

一工事当たりで上限が決まっています。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ① 安定型産業廃棄物
(安定型石綿含有産業廃棄物を含む) | 200t/工事 |
| ② 石綿含有産業廃棄物 | 100t/工事 |
| ③ 廃石膏ボード | 50t/工事 |
| ④ 工事から発生する汚泥及び鉍さい | 100t/工事 |
| ⑤ ③、④以外の管理型産業廃棄物 | 上限なし |

パターン② 公共工事以外の場合

届出する会社・団体ごとに、年度当たりの上限が決まっています。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ① 安定型産業廃棄物
(安定型石綿含有産業廃棄物を含む) | 200t/年度 |
| ② 石綿含有産業廃棄物 | 100t/年度 |
| ③ 廃石膏ボード | 50t/年度 |
| ④ 工事から発生する汚泥及び鉍さい | 100t/年度 |
| ⑤ ③、④以外の管理型産業廃棄物 | 上限なし |